

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり公表する。

令和3年度事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大阪府（八尾土木事務所）	大阪市平野区加美東六丁目の一部、八尾市西久宝寺の一部、東大阪市大蓮南二丁目から大蓮南四丁目まで及び大蓮東五丁目の各一部	令和3年7月2日から令和4年3月31日まで
大阪府（富田林土木事務所）	富田林市桜ヶ丘町、新家一丁目、新家二丁目及び宮甲田町の各一部	令和3年7月2日から令和4年3月31日まで